

(参考)

## 残留農薬等基準審査室の設置について

### 1. 目的

- 食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「残留農薬等」という。）が人の健康に害を及ぼすことがないように、食品に残留するそれらの物質について、規格基準を設定することにより、食品の安全性を確保している。
- 一方、残留農薬等の規格基準の設定については、食の安全、安心に対する国民の高い関心や経済連携協定に係る協議等により、これまで以上の審査体制の透明性や迅速化が求められている。
- このような状況を踏まえ、関係省庁、関係機関と協力しつつ、我が国における残留農薬等対策の一層の強化を図るため、厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号。）に基づく室（訓令室）として医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課に「残留農薬等基準審査室」を設置することとした。

### 2. 組織

- 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課に「残留農薬等基準審査室」を置くこととする。
- 「残留農薬等基準審査室」は、残留農薬等の規格基準に関することをつかさどる。

### 3. 設置

平成28年4月1日設置